

# アジア観光誘客（台湾）企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会設置要綱

令和6年3月25日制定  
[郡山市産業観光部観光課]

## （趣旨）

第1条 この要綱は、アジア観光誘客（台湾）企画運営業務に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

## （適用範囲）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 1 募集要項、仕様書等の確認に関すること。
- 2 企画提案書等の審査及び契約候補者の特定に関すること。
- 3 その他委員会が必要と認める事項に関すること。

## （組織等）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

- 2 委員は、産業観光部長、産業観光部次長兼観光課長、観光課長補佐、観光係長、文化スポーツ部国際政策課長が指名する者とする。
- 3 委員の任期は、本業務の契約候補者と契約を行った日までとする。

## （会議）

第4条 委員は「審査基準」に基づき、申請書類による書面審査により行う。

- 2 委員は、必要に応じて質問を行う場合がある。

## （守秘義務）

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## （庶務）

第6条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

## （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月25日から施行する。
- 2 この要綱は、本業務の契約候補者と契約を行った日に、その効力を失う。